令和８年１１月４日

全国中小企業団体中央会 御中

国税庁
経済産業省

飲食料品の消費税率引下げに関する説明会等への講師派遣について（依頼）

平素より税務行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和９年４月１日から２年間の飲食料品の消費税率引下げについては、現在国会において法案が審議されているところです。

国税庁においては、関係する事業者の方が早期に準備に着手できるよう、周知・広報を実施しているところ、事業者の方々に飲食料品の消費税率引下げについての準備や対応を行っていただくに当たり、団体開催の会員事業者の方々向けの説明会・研修会への国税職員の講師派遣を行っています。

つきましては、講師派遣についてご要望がございましたら、別添「講師派遣申込要領」をご確認の上、お申込みください。

また、国税庁ホームページの特設サイトでは、飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料を掲載しておりますので、ご活用いただきますよう、併せて会員事業者の方々へ周知いただければ幸いです。

参考

○　消費税率引下げ特設サイト

○　消費税軽減税率・インボイスコールセンター
【専用ダイヤル】 0120-205-553
【受付時間】　　9:00～17:00　土日祝除く

別添

講師派遣申込要領

飲食料品の消費税率引下げに関する
説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

◇　貴団体が主催される会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。

◇　貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。

※　会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会のほか、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。

※　オンラインでの説明や少人数での複数開催などの対応については、ご相談ください。

派遣する講師（国税職員）がご説明する事項（概要）

特設サイト

◇　飲食料品の消費税率引下げの概要と留意点　など

※　国税庁ホームページ「消費税率引下げ特設サイト」に掲載している資料を基に、消費税の取扱いについてご説明いたします。

※　消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する質疑等にも対応いたします。

説明会の開催時期等

◇　講師派遣依頼は、随時、受け付けております。
（申込期限は設けておりません。）

◇　講師派遣は、平日の９時から 17 時までの間とさせていただきます。

◇　依頼に当たっては、日程に余裕をもってお申込みください。

講師派遣のお申込み

◇　左記二次元コードからお申込みください（オンライン申込）。

◇　申込みフォームの「13. その他」の欄は、「経済産業省」を選択してください。

申込用フォーム

【留意事項】
・必要事項を入力していただき、最後に必ず『送信』ボタンを押してください。
※　『送信』ボタンを押さずに画面を閉じると、回答内容が反映されませんのでご注意ください。